

燃料電池自動車用外部給電機器の導入促進事業実施要綱

(制定) 平成27年 3月23日付26環エ計第414号

(改正) 平成28年 2月29日付27環地環第351号

(改正) 平成29年 1月19日付28環地次第253号

(改正) 平成30年 4月 2日付29環地次第370号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池自動車又は燃料電池バスと接続して用いる外部給電機器の普及を促進するために行う「燃料電池自動車用外部給電機器の導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、外部給電機器を購入する民間団体等、旅客自動車運送事業者又は東京都内（以下「都内」という。）の区市町村に対し、外部給電機器の導入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 外部給電機器 燃料電池自動車又は燃料電池バス（以下「燃料電池自動車等」という。）に搭載された燃料電池で発電された電気を建物等燃料電池自動車等の外部へ供給する機能を有する機器
- 2 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。
- 3 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のもの
- 4 民間団体等 都内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）、都内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人
- 5 旅客自動車運送事業者 道路運送法第4条第1項及び第2項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貸切旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けた者のうち、都内に事務所又は事業所を有する者

- 6 割賦販売 外部給電機器の所有者である売主が、当該外部給電機器の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該外部給電機器の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで外部給電機器の所有権が売主に留保されることを条件に、当該外部給電機器を販売すること。
- 7 リース契約 外部給電機器の貸主が、当該外部給電機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該外部給電機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該外部給電機器の使用料を貸主に支払う契約
- 8 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、外部給電機器の貸付等を行う者

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり外部給電機器の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の全ての要件を満たす民間団体等、旅客自動車運送事業者又は都内の区市町村

ア 2の助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）の所有者（割賦販売の場合にあっては使用者）であること。

イ 燃料電池自動車等の自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項の規定により交付されるものをいう。以下同じ。）に記載されている所有者又は使用者であること。

ウ 所有又は使用をする燃料電池自動車等の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が都内にあること。

(2) 次の全ての要件を満たすリース事業者

ア 助成対象機器の所有者であること。

イ 民間団体等、旅客自動車運送事業者又は都内の区市町村と助成対象機器に係るリース契約等を締結していること。

ウ 助成対象機器の借主である民間団体等、旅客自動車運送事業者又は都内の区市町村が、燃料電池自動車等の自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること。

エ 助成対象機器の借主である民間団体等、旅客自動車運送事業者又は都内の区市町村が、所有又は使用をする燃料電池自動車等の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が都内にあること。

2 助成対象機器の要件

(1) 助成対象機器は、次の全ての要件を満たし、かつ、別に定める要件を満たすものとする。

ア 平成26年12月26日から平成33年2月28日までの間に購入された外部給電機器（中古を除く。）であって、購入日から起算して1年を超えないものであること。

イ 都内に設置し、又は主として都内で使用される外部給電機器であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、助成対象機器の上限は、1 (1)イ及びウ又は1 (2)ウ及びエに規定する燃料電池自動車等1台につき1台とする。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、外部給電機器本体の購入に要する費用とする。

4 助成金額

助成金の交付額は、3の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、40万円を限度とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年度から平成32年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成27年3月23日付26環エ計第353号）

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年2月29日付27環地環第351号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月19日付28環地次第253号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に購入された助成対象機器から適用する。

附則（平成30年4月2日付29環地次第370号）

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。